

就労継続支援B型事業あやはし苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中陽福祉会が開設するうるま市障がい者支援センターあやはし苑（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（B型）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

うるま市障がい者支援センターあやはし苑
指定就労継続支援B型事業

(2) 所在地

沖縄県うるま市与那城照間702番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤1人）

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 1人（常勤1人）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるため

の課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成すること。

(ウ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面（以下就労継続支援B型計画書という。）を利用者に交付すること。

(エ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 職業指導員 6人（常勤6人）

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事するものとする。

(4) 生活支援員 4人（常勤4人）地域活動支援センター指導員兼務1人

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事するものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。但し当該月の日数から8日を控除した日数を限度として営業日を追加する事が出来る。（但し、年末12月30日から年始1月3日までを除く）

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし施設内外における実習等で前述の時間以前、および以後へ延長する事もある。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。但し当該月の日数から8日を控除した日数を限度として営業日を追加する事が出来る。（但し、年末12月30日から年始1月3日までを除く）

(4) サービス提供時間

午前10時から午後4時15分までとする。ただし施設内外における実習等で前述の時間以前、および以後へ延長する事もある。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、40人とする。

(指定就労継続支援B型の内容)

第7条 指定就労継続支援(B型)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援(B型)計画の作成
- (2) 就労の機会や生産活動の機会の提供(休日に行われるバザーやイベント等の出店及び参加その他臨時作業等を含む。その際休日は他の日に振り替える。)
- (3) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (4) 施設外支援(職場実習や求職活動、在宅就労など、事業所以外の場所での活動。原則年間180日を限度とする。)の計画実施
- (5) 施設外就労(利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う。1ユニットあたりの最低定員は1人以上とする。)の計画実施
- (6) 食事の提供
- (7) 送迎サービス
- (8) 前各号に付帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定就労継続支援(B型)を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援(B型)に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援(B型)を提供した際は、支給決定障害者から障害者総合支援法(以下「法」という。)第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあつては、市町村が定める割合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - 一般 300円(食材費¥0)ただし、障害者総合支援法(平成18年政令第10号。以下、「令」という。)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
 - (2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の合計額(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 火器刃物等危険物の持ち込み、及び施設・設備の目的外使用、酒気を帯びた状態等他の利用者への迷惑になる行為、その他社会通念上不適切な行為については、利用の中止を行うことができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、うるま市全域とする。但し、自家用車、公共交通機関等を通して通所できる場合はこの限りでは無い。

(主たる対象者の障害の種類)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類
主たる対象者は特定しない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 指定就労継続支援(B型)の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定就労継続支援(B型)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援(B型)に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う

報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（Ｂ型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定就労継続支援（Ｂ型）に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援（Ｂ型）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定就労継続支援（Ｂ型）に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（Ｂ型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内。
- (2) 継続研修 適宜行う。

（工賃の支払い等）

第 18 条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 2 前項の場合においては、1 月あたりの工賃の平均額は、3 千円を下回らないものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 19 条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（Ｂ型）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援（Ｂ型）の提供に関する諸記録を整備し、当

該指定就労継続支援（B型）を提供した日より5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人中陽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年 4月25日から施行する。

平成25年 6月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

平成28年 6月 1日から施行する。

平成31年 1月 1日から施行する。